

1906年制定 シカゴ・クラブ 定款の解説

このたび、歴史的文献を収録している英文のアーカイブス・サイトから1906年1月に制定されたシカゴ・ロータリークラブの定款・細則を発見しました。この資料は国際ロータリーの資料室にも存在しませんので、多分、世界で初公開となる重要文献ではないかと思われます。

原文は不鮮明な印刷をそのまま pdf 化したものなので、全文を手打ちでテキスト化し、それを翻訳しました。翻訳はなるべく現在の定款・細則の訳文に準拠しましたが、現在とは異なった内容が大部分なので、間違った解釈があるかも知れません。英文の原文と邦訳の全文を「アーカイブス」に収録していますので、もしも誤訳があればご指摘をいただければ幸甚です。

第1条 名称

本会の名称をシカゴ・ロータリークラブとする。

第2条 目的

目的は以下の通りとする。

1. 会員の事業上の利益の促進
2. 通常、社交クラブに付随する良き親睦とその他の特に必要と思われる事項の推進

シカゴ・クラブの最初の定款として従来から紹介されていた条文で

す。「僅か2行からなる短い定款であった。」と紹介されていましたが、これは大きな間違いであり、7条の定款と12条の細則からなる本格的な規約です。当初のシカゴ・クラブには奉仕の概念はなく、事業の繁栄と親睦を目的にしてロータリーが創立されたことが分かります。

第3条 会員資格

第1節 次の各項の何れかに属する者を本クラブの会員とする

第1項 シカゴ市において合法的な事業に従事している経営者、共同経営者、または会社役員

第2項 生命保険会社の代表者、代理店および販売店の資格を持つ者

第3項 運送業者の代表者、総代理店および総販売店の資格を持つ者

本会の会員がすでに代表者を務めている、前述の経営者、共同経営者、会社役員、代理店または販売店に属する職業に従事する、第1項および第2項に該当する者は会員になることはできない。

本会の会員がすでに代表者を務めている、ライバルまたは競争会社を代表する、第3項に該当する者は会員になることはできない。

候補者の事業が瑕疵なき会員の事業と競合ないしは侵害する疑いのある場合は、当該会員がそれに賛同しない限り、その候補者を会員として選出しないものとする。

会員資格は一般の業種については、経営者、共同経営者、または会社役員と限定されていますが、生命保険会社と運送業者の場合には、経営者や共同経営者や役員が入会していない場合には代理店または販売店の代表も入会が認められています。ライバルまたは競争会社の

代表の入会を認めないという表現で、一人一業種制度が定められていますが、競合ないしは侵害する疑いのある業種の場合には、すでにその業種の代表として入会している会員の賛同が条件となっています。

名誉会員

第2節 名誉会員は定足数を満たした任意の例会における、出席会員の全会一致の投票によって選ばれる。名誉会員の資格は1年を超えることはできない。シカゴ市の非居住者と退職した実業家が会員として適切である。そのような名誉会員の事業上の利益を促進するように、正会員が配慮することを除外して、正会員が享受すると同様な権利と特権を持つものとする。名誉会員は、欠席によって罰金を科されることを除外して正会員と同様の義務を持つものとする。

名誉会員は事業上の利益を促進、すなわち他の会員から物質的相互扶助を受けることはできません。なお欠席の際、罰金を払う必要もありません。

会員身分の継続

第3節 会員身分は1年間継続するものとする。しかし如何なる会員も、少なくとも10日前に予告文書を当該会員に通知した上で、定足数を満たした任意の例会において、2/3の投票によって、除名することができる。そのような文書は幹事が手渡すか、書留便で送るものとする。

会員選挙

第4節 新入会員は定足数を満たした任意の例会において、出席会員の全会一致の投票によって選ばれる。なお、推薦する候補者の指名は、前回の例会で発表されるものとする。元会員は定足数を満たした任意の例会において、出席会員の3/4の投票によって選ばれる。

退会

第5節 本会からの退会しようとする者は、クラブに対するすべてり負債を完済ののち、すみやかに会長または幹事に連絡しなければならない。

会員身分の終結

第6節 4回連続して例会を欠席し、次の例会に提出する満足すべき始末書を会長または幹事に送ることを怠ったり、その例会に出席した会員の大部分がその説明に満足しない限り、すべての会員は、そのような怠慢が本会の更なる活動を阻害する理由を以って、会員身分を終結されるものとする。

会員身分が1年限りであること、入会は全会一致の賛成が必要なことが特徴的です。4回連続して欠席した場合には自動的に退会になるのではなく、始末書を提出して例会で弁明する機会が与えられています。

第4条 役員

本会の役員は会長、副会長、幹事、会計、記録係、統計係およびSAAとし、会員から選出され2名の会員を加えて理事会を構成するものとする。

第5条 役員の仕事

会長

1. すべての会合の議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

副会長

2. 会長不在の場合は、すべての会合の議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

幹事

3. 商取引の記録を保存し、諸会合の通知を発送し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

会計

4. すべての資金を管理保管し、会員の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たって、会員として選出された任期の終了、辞職の理由如何を問わず、その保管するすべての資金をその後任者または会長に引き継がなければならない。

記録係

5. 会員の記録と出席記録を保管し、会員各自の身分終結に先立つ例会において、本会の会員身分終結が接近していることを発表し、身分終結が接近している通知や身分終結に関して会員に伝え、身分終結の日の少なくとも10日前できれば30日前に当該会員に連絡することを以って記録係の任務とする。例会開始後ただちに出欠をとるのは記録係の任務とする。

統計係

6. 本会の会員による商取引の結果を例会において報告し、その報告を保管することを以って統計係の任務とする。

SAA

7. 例会の秩序を守り、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって SAA の任務とする。

理事会

8. 理事会は、本クラブの会務および役員に対して総括的支配力を持つものとする。

会長、副会長、幹事、会計、SAA の任務に関しては現在の規約とほぼ同様ですが、記録係、統計係の存在が特徴的です。

記録係は当時の会員身分が 1 年間に限定されていたため、会員身分の終結を知らせるために設けられた役職と思われます。

統計係は会員同士の物質的相互扶助の結果を例会で報告し、その記録を保管する役職と思われます。

第 6 条 役員選挙

役員選挙は毎年 1 月の第 4 木曜日に開催される例会で行われ、すべての役員は次年度もしくは任期満了の何れかの場合に選出されるものとする。選出されたすべての役員の就任は本クラブの次の例会にて行われるものとする。現職の役員が任期満了となって空席が生じた場合、当該役員の後継者が選挙によって選ばれて、直ちにその職に就くものとする。役員任期は後継者が選出されるまでは継続されるものとする。

第 7 条

本定款は定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 2/3 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は、

会長が 3 回前の例会で発表するか、当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。

シカゴ・クラブが 2 月に創立されたことから、当時のロータリー年度は 2 月から翌年の 1 月まででした。従って役員選挙も年度末の 1 月に行われました。

2009.7.17